

コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 本規程はコンプライアンス委員会（以下「委員会」という）について必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 当協会は常設の機関として委員会を設置する。

(定義)

第3条 本規程でコンプライアンスとは、法令、当協会における各種規則、取引に関わる契約・約款その他デフビッチバレーボール競技に対する社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理の厳守をいう。

(委員会)

第4条 委員会を構成する委員（以下「委員」という。）は、社員総会において、代表理事を除く

理事又は外部の学識経験者の中から3名以上を選出し、委員長は社員総会において理事であ

る委員の中から1名を選任する。ただし、理事および外部の学識経験者の委員をそれぞれ最低1名以上選任するものとする

2 副委員長は、委員会において委員の中から1名を選出する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 議長は委員長とする。

5 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長が予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

7 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見または説明を聴くことができる。

8 委員会は原則として非公開とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項及び社員総会から諮問された事項を審議し、社員総会に意見を具申するものとする。

①コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関する事項

②コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項

③会員、加盟団体、その他の者による当協会、会員、加盟団体の定款、倫理規程その他諸規程の違反などコンプライアンス違反への対応に関する事項

④通報相談窓口の運営に関する事項

⑤その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

3 委員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（守秘義務）

第9条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第10条 この規程の改廃は、社員総会の議決による。